

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【公表番号】特表2014-509634(P2014-509634A)

【公表日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-020

【出願番号】特願2014-501680(P2014-501680)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/91 (2006.01)

A 6 1 Q 5/06 (2006.01)

A 6 1 Q 5/00 (2006.01)

A 6 1 Q 5/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/91

A 6 1 Q 5/06

A 6 1 Q 5/00

A 6 1 Q 5/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月14日(2015.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) (メタ)アクリル酸である少なくとも1種のモノマー、および

b) 式(I)：

$$R - (PO)_m - (EO)_n - R' \quad (I)$$

mおよびnは0ではない150未満の整数であり、

POおよびEOは、それぞれプロピレンオキシドおよびエチレンオキシドを示し、

Rは、重合性不飽和官能基を示し、

R'は、水素または1から4個の炭素原子を有するアルキル基を表す、

を有する少なくとも1種のマクロモノマー、からなることを特徴とする、少なくとも1種の(メタ)アクリル櫛形コポリマーの化粧品におけるヘアスタイリング剤としての使用。

【請求項2】

(メタ)アクリル櫛形コポリマーが、この各成分を重量百分率で表して：

a) 5%から30%、優先的には15%から25%の、(メタ)アクリル酸である少なくとも1種のモノマー、

b) 70%から95%、優先的には75%から85%の、式(I)を有する少なくとも1種のマクロモノマー、

c) 0%から20%、優先的には0%から10%の、(メタ)アクリル酸のエステル、優先的にはエチルアクリレートである少なくとも1種のモノマー、

で構成され、

a)、b)およびc)の重量百分率の合計が100%に等しいことを特徴とする、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

R がメタクリレート官能基またはメタクリルウレタン官能基を示すことを特徴とする、請求項 1 または 2 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 4】

R' が水素を示すことを特徴とする、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 5】

n および m が 10 と 90 との間であることを特徴とする、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 6】

(メタ)アクリル櫛形コポリマーが、20,000 g/mol と 6,000,000 g/mol との間、優先的には 40,000 g/mol と 1,000,000 g/mol との間の重量平均モル質量を表すことを特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 7】

化粧品が、その総重量に対して乾燥重量として 0.01% から 50%、優先的には 0.1% から 30%、極めて優先的には 3% から 20% の前記コポリマーを含むことを特徴とする、請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 8】

化粧品が、水、親水性有機溶媒および優先的にはアルコール、優先的には C1 - C6 の直鎖または分枝型のモノアルコール、ポリオールおよびグリコールエーテル、優先的には C2 のポリオールおよびグリコールエーテル、ならびに C2 - C4 の親水性アルデヒド；動物、植物、鉱物または合成起源のワックス；ペースト状油脂、ゴムおよびこれらの混合物；親油性有機溶媒；動物、植物、鉱物または合成起源の油；合成のエステルおよびエーテル；ペンタエリスリトールエステル；12 から 26 個の炭素原子を有する脂肪アルコール；部分的に炭化水素化および/またはシリコーン化されたフッ素化油；揮発性または揮発性でない、直鎖または環状の、室温において液体またはペースト状のシリコーン化油；顔料、真珠層、フィラー、水溶性色素、油溶性色素、フィルム化剤、界面活性剤、ビタミン、香料、真珠光沢剤、増粘剤、ゲル化剤、微量元素、軟化剤、歩留まり改良剤、香料、アルカリ化剤または酸性化剤、防腐剤、ソーラーフィルター、酸化防止剤、脱毛防止剤、フケ防止剤、高圧ガス、セラミドおよびこれらの混合物から選択される、少なくとも 1 つの構成物質を含むことを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

化粧品が、毛髪用組成物、優先的には、ヘアスタイリングの維持または毛髪の成形用組成物の形態、極めて優先的にはシャンプー、ゲル、ウェービングローション、ブラッシングローションの形態、すすぐかどうかにかかわらずシャンプー後のラッカーまたはスプレーから選択されるセッティング組成物およびスタイリング組成物、パーマ、縮毛矯正、染色または脱色または反復用組成物の形態、染色、脱色、パーマもしくは縮毛矯正またはパーマもしくは縮毛矯正の 2 つのステップ間の反復の前後の、すすぎ用、塗布用組成物の形態で存在することを特徴とする、請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 10】

a) (メタ)アクリル酸である少なくとも 1 種のモノマー、および

b) 式 (I) :



m および n は 0 ではない 150 未満の整数であり、

PO および EO は、それぞれプロピレンオキシドおよびエチレンオキシドを示し、

R は、重合性不飽和官能基を示し、

R' は、水素または 1 から 4 個の炭素原子を有するアルキル基を表す、

を有する少なくとも 1 つのマクロモノマー、からなることを特徴とする、少なくとも 1 種の (メタ)アクリル櫛形コポリマーを含有する化粧品。

【請求項 11】

(メタ)アクリル櫛形コポリマーが、この各成分を重量百分率で表して：

a) 5%から30%、優先的には15%から25%の、(メタ)アクリル酸である少なくとも1種のモノマー、

b) 70%から95%、優先的には75%から85%の、式(I)を有する少なくとも1種のマクロモノマー、

c) 0%から20%、優先的には0%から10%の、(メタ)アクリル酸のエステル、優先的にはエチルアクリレートである少なくとも1種のモノマー

で構成され、

a)、b)およびc)の重量百分率の合計が100%に等しいことを特徴とする、請求項10に記載の化粧品。

【請求項12】

前記コポリマーに関して、Rがメタクリレート官能基またはメタクリルウレタン官能基を示すことを特徴とする、請求項10または11に記載の化粧品。

【請求項13】

前記コポリマーに関して、R'が水素を示すことを特徴とする、請求項10から12のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項14】

前記コポリマーに関して、前記コポリマーが、20,000g/molと6,000,000g/molとの間、優先的には40,000g/molと1,000,000g/molとの間の重量平均モル質量を表すことを特徴とする、請求項10から13のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項15】

化粧品が、この総重量に対して乾燥重量として0.01%から50%、優先的には0.1%から30%、極めて優先的には3%から20%の前記コポリマーを含むことを特徴とする、請求項10から14のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項16】

化粧品が、水、親水性有機溶媒および優先的にはアルコール、優先的にはC1-C6の直鎖または分枝型のモノアルコール、ポリオールおよびグリコールエーテル、優先的にはC2のポリオールおよびグリコールエーテル、ならびにC2-C4の親水性アルデヒド；動物、植物、鉱物または合成起源のワックス；ペースト状油脂、ゴムおよびこれらの混合物；親油性有機溶媒；動物、植物、鉱物または合成起源の油；合成のエステルおよびエーテル；ペンタエリスリトールエステル；12から26個の炭素原子を有する脂肪アルコール；部分的に炭化水素化および/またはシリコン化されたフッ素化油；揮発性または揮発性でない、直鎖または環状の、室温において液体またはペースト状のシリコン化油；顔料、真珠層、フィラー、水溶性色素、油溶性色素、フィルム化剤、界面活性剤、ビタミン、香料、真珠光沢剤、増粘剤、ゲル化剤、微量元素、軟化剤、歩留まり改良剤、香料、アルカリ化剤または酸性化剤、防腐剤、ソーラーフィルター、酸化防止剤、脱毛防止剤、フケ防止剤、高圧ガス、セラミドおよびこれらの混合物から選択される、少なくとも1つの構成物質を含むことを特徴とする、請求項10から15のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項17】

化粧品が、毛髪用組成物、優先的には、ヘアスタイリングの維持または毛髪の成形用組成物の形態、極めて優先的にはシャンプー、ゲル、ウェービングローション、ブラッシングローションの形態、すすぐかどうかにかかわらずシャンプー後のラッカーまたはスプレーから選択されるセッティング組成物およびスタイリング組成物、パーマ、縮毛矯正、染色または脱色または反復用組成物の形態、染色、脱色、パーマもしくは縮毛矯正またはパーマもしくは縮毛矯正の2つのステップ間の反復の前後の、すすぎ用、塗布用組成物の形態で存在することを特徴とする、請求項10から16のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項18】

請求項10から17のいずれか一項に記載の化粧料を毛髪に塗布することからなることを特徴とする、化粧用ヘアトリートメント方法。